

特別養護老人ホーム稗田喜楽園 料金表

【ユニット型個室】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で計算しています。

令和6年6月現在

要介護度	基本単価 (1割負担)	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員配置 加算	栄養マネジメン ト強化加算	介護職員 処遇改善 加算Ⅱ	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担 利用料金 (31日)	2割負担 利用料金 (31日)	3割負担 利用料金 (31日)
要介護1	682						第1段階	300円	820円	62,037円	161,616円	188,933円
							第2段階	390円	820円	64,827円		
							第3段階①	650円	1,310円	88,077円		
							第3段階②	1,360円	1,310円	110,087円		
要介護2	753						第4段階	1,445円	2,006円	134,298円	166,616円	196,434円
							第1段階	300円	820円	64,538円		
							第2段階	390円	820円	67,328円		
							第3段階①	650円	1,310円	90,578円		
要介護3	828	12	23	46	11	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第3段階②	1,360円	1,310円	112,588円	171,899円	204,358円
							第4段階	1,445円	2,006円	136,799円		
							第1段階	300円	820円	67,179円		
							第2段階	390円	820円	69,969円		
要介護4	901						第3段階①	650円	1,310円	93,219円	177,040円	212,070円
							第3段階②	1,360円	1,310円	115,229円		
							第4段階	1,445円	2,006円	139,440円		
							第1段階	300円	820円	69,750円		
要介護5	971						第2段階	390円	820円	72,540円	181,971円	219,465円
							第3段階①	650円	1,310円	98,255円		
							第3段階②	1,360円	1,310円	120,265円		
							第4段階	1,445円	2,006円	144,476円		

*「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

*入居の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

*介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*その他の料金及び各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。上記利用料金には裏面の各種加算項目の適用欄に○が付いている加算が含まれています。

○その他の料金等について

特別養護老人ホーム稗田喜楽園 料金表

内 容	金 額
①日用品（歯ブラシ・歯磨き粉・ポリデント・ティッシュペーパー等）	実費
②理美容費	実費（カットのみ1,700円）
③医療費、薬費	実費
④7泊を超える長期入院、外泊時は別途居住費が発生します。	実費
⑤預り金管理料	2,000円/月
⑥私物電気代	1台につき50円/日（上限額は2台合計100円まで）

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置	12円/日	○
看護体制加算Ⅱ	最低基準を1人以上上回った看護職員を配置し、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している	23円/日	○
夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、配置や基準を上回っている場合に算定	46円/日	—
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の情報を厚生労働省に提出している場合に算定	50円/月	○
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生防止のため定期的に評価し厚生労働省に提出、計画的に褥瘡管理を実施した場合（3ヵ月に1回）	3円/月	○
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たし、褥瘡が発生するリスクがある入所者について褥瘡の発生のないこと	13円/月	○
栄養マネジメント強化加算	最低基準を1人以上上回った管理栄養士を配置し、入居者ごとの栄養管理を実施し情報を厚生労働省に提出している場合に算定	11円/日	○
初期加算	入居日から30日以内の期間または1ヶ月以上入院ののち、退院後30日	30円/日	※
外泊時費用（月6日を限度）	外泊、入院した期間	246円/日	※
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数に対して13.6%		○

*上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

*上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。